

平成 28 年 11 月 7 日
株式会社日本政策金融公庫

「新事業育成資金」の 28 年度上期実績が過去最高に
～補助金や知的財産権を活用し新事業に取り組む企業が増加～

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）中小企業事業の特別貸付制度「**新事業育成資金**（※1）」の平成 28 年度上半期の融資実績は、昨年度上半期の実績を大きく上回り、**967 社、535 億円**といずれも過去最高となりました。

過去最高となった背景は、ものづくり補助金等の S B I R（※2）補助金を活用し、新事業に取り組む企業での利用が増加（27 年度上期：261 社、73 億円 → 28 年度上期：586 社、249 億円）したことや、特許等の知的財産権を活用し新事業に取り組む企業での利用が増加（27 年度上期：234 社、109 億円 → 28 年度上期：276 社、193 億円）したことなどです。

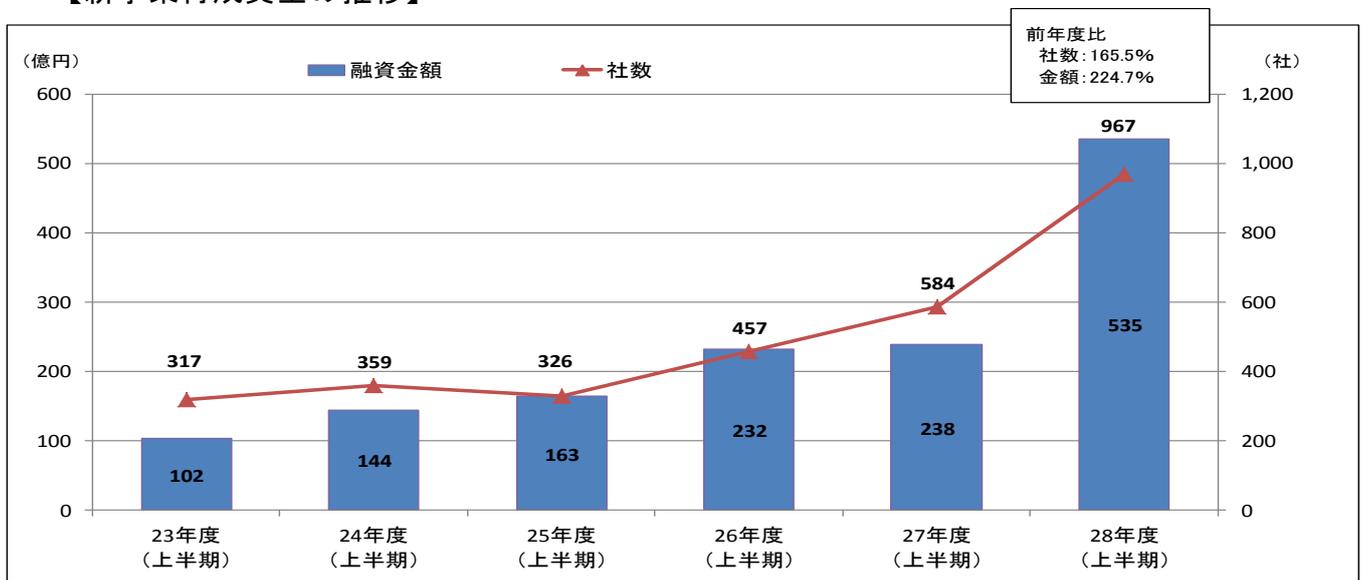
日本公庫中小企業事業では、地域のベンチャー企業支援を強化するため、平成 27 年 4 月、東京・大阪それぞれに「新事業・ベンチャー支援センター」を設置したこと引き続き、平成 28 年 7 月、仙台、名古屋、福岡の 3 支店に「新事業・ベンチャー推進担当」を設置しました。

日本公庫は、政策金融機関として、今後も「新事業育成資金」を活用し、高い成長性が見込まれる新事業に取り組む中小・ベンチャー企業を積極的に支援していきます。

※1 ベンチャー企業など高い成長性が見込まれる新事業に取り組む中小企業を支援する目的で、平成 12 年 2 月に創設された制度（制度概要は[参考](#)をご覧ください）。

※2 SBIR（中小企業技術革新制度）は、中小企業による研究開発とその成果の事業化を一貫して支援する制度。研究開発のための補助金・委託費等を特定補助金等として経済産業省などが指定し、その成果を事業化する際に、様々な支援策が設けられている。

【新事業育成資金の推移】



「新事業育成資金」の概要（中小企業事業）

	制度概要
融 資 対 象	<p>高い成長性が見込まれる新たな事業を行う中小企業であって、次の1～3の全てに当てはまるかた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新たな事業を事業化させて7年以内のかた。 2. 次のいずれかに該当するかたなど。 <ol style="list-style-type: none"> ① 公庫の成長新事業育成審査会から事業の新規性・成長性について認定を受けたかた。 ② 他企業において利用されていない知的財産権に係る技術を利用して行う事業、中小企業技術革新制度（SBIR）に係る特定補助金などの交付を受けて開発した技術を利用して行う新事業、エンジェル税制の適用要件を満たす中小企業者が行う新事業等、一定の製品化及び売上が見込めるかた。 3. 公庫が継続的に経営課題に対する経営指導を行うことにより、円滑な事業の成長が期待できるかた。
資 金 使 途	新たな事業を行うために必要な設備資金及び長期運転資金
融 資 限 度	6億円
融 資 期 間	<p>設備資金 20年以内（うち据置5年以内）</p> <p>運転資金 7年以内（うち据置2年以内）</p>
融 資 利 率	<p>特別利率③（上限3%）</p> <p>※適用利率は、信用リスク・融資期間等に応じて所定の利率が適用されます。</p>
そ の 他	当公庫では、融資後も、経営課題についてきめ細かいアドバイスを行います。